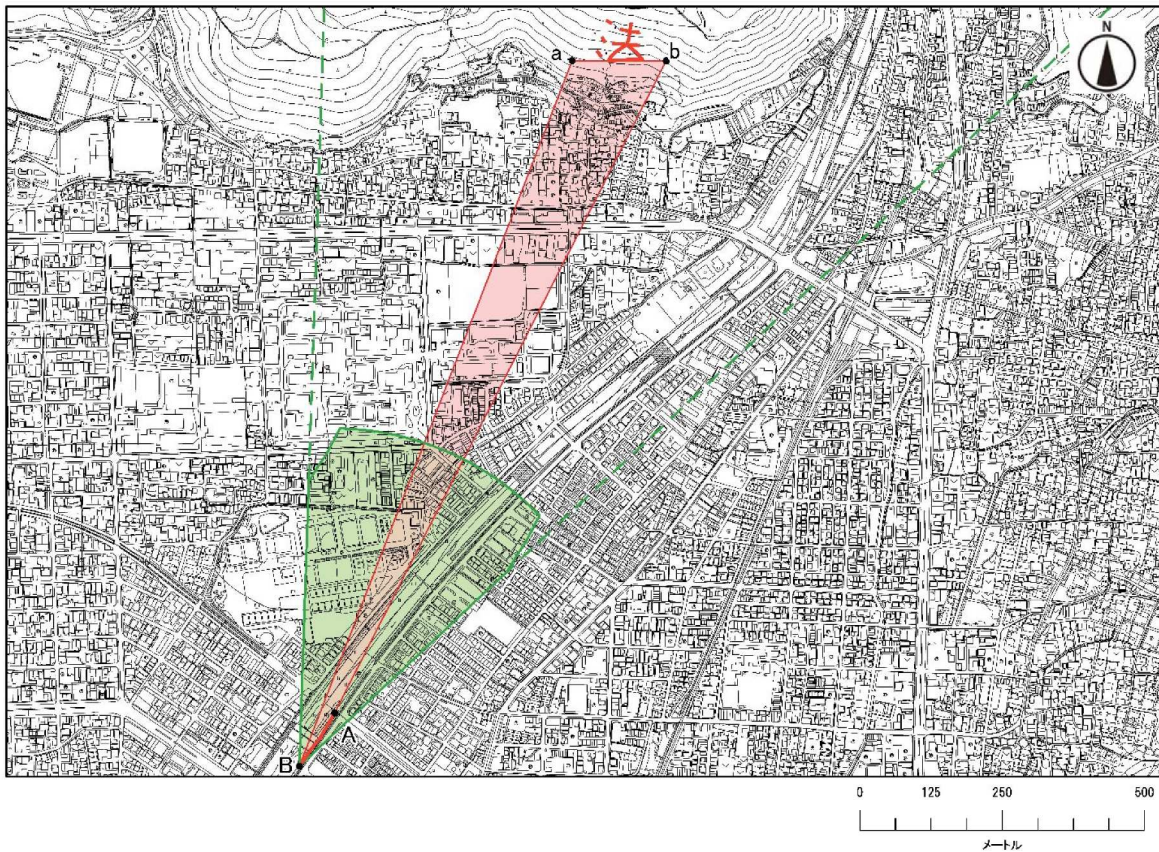


(40) 高野川左岸からの「法」



●保全区域の範囲

凡例	区域の種別	区域の範囲
	視点場	疏水分線付近の点Aから「高野橋」の北側の点Bまでの高野川左岸の河川敷
	眺望空間保全区域	視対象となる「法」の底辺上に位置する点a及び点b並びに視点場上の任意の点に高さ1.5mを加えて得られる点の3点を頂点とする三角形の面(標高面)を水平に投影した範囲
	近景デザイン保全区域	視点場上の任意の点から「法」の中心を向いて左右へそれぞれ22.5度の方向に引いた直線で挟まれた、視点場からの水平距離が500m以内の範囲
	遠景デザイン保全区域	視点場の点Bから「法」の中心を向いて左右へそれぞれ22.5度の方向に引いた直線で挟まれた範囲(近景デザイン保全区域を除く。)

●保全区域の基準

眺望空間保全区域		建築物等の各部分は、区域の範囲に規定する「標高面」を超えてはならない。
近景デザイン保全区域	1 建築物等は、高野川左岸から眺める「法」及びその間に見通される空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。 2 建築物等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	形態・意匠	屋根 - 勾配屋根とすること。 - 高野川に面する場合(道路等の空地を介して面する場合を含む。)においては、日本瓦又は銅板で葺かれていること。
	色彩	- 塔屋を設けないこと。 - 建築物等の各部分は、「法」及びその周辺の山並みの良好な眺めを阻害しないものとする。
	その他	「法」への眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。
遠景デザイン保全区域		建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、山並みとの調和に配慮したものとする。

